

業務の現況 2021

ディスクロージャー誌

JF 岩手県信漁連
マリンバンク

岩手県信用漁業協同組合連合会

目 次

ごあいさつ	1
業績	2
経営方針	4
JFマリンバンクのあんしん体制	4
漁業者等の経営の改善のための取組の状況	5
地域の活性化のための取組の状況	5
金融ADR制度への対応	6
リスク管理の体制	7
役員等の報酬体系	9
法令遵守（コンプライアンス）の体制	10
トピックス	10
主要な業務内容	12
手数料一覧	14
本会の組織	15
沿革・歩み	19

<資料編>

財務諸表	21
貯金	28
貸出金	29
有価証券	32
受託業務・為替業務	33
平残・利回り等	34
諸指標	36
キャッシュ・フロー計算書	37
自己資本の充実の状況	38
リスク管理情報等	52

○計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。



（水産会館写真）

ごあいさつ

皆さまには、平素より私どもＪＦマリンバンク岩手県信漁連をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

わが国の経済は、消費税率引き上げの影響が徐々に和らぐなかで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、大きな振幅を伴いながら、悪化傾向で推移しました。

国内金融政策は、長短金利操作付き量的・質的金融緩和が継続となったことを受け、全体として金利は引き続き低水準の動きとなりました。

本県の主要魚市場の水揚げ高は、前年より数量・金額ともに上回ったものの、低水準で推移いたしました。魚種別ではイサダ、スケトウダラは数量・金額ともに前年を大きく上回りましたが、主力の秋サケは、記録的な不漁であった前年をさらに下回りました。

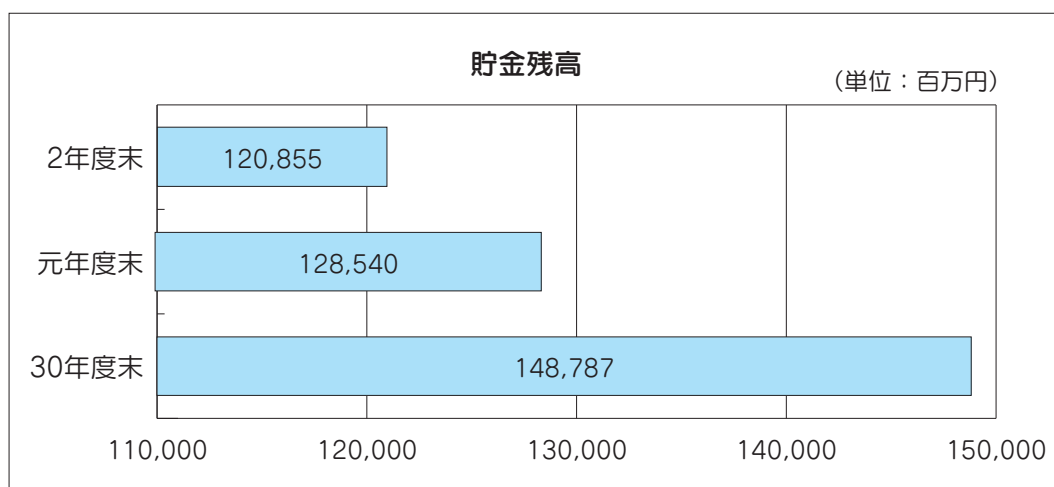
このような状況下、本会は安定的な金融サービスの提供を目的とした事業推進体制構築計画に継続的に取り組み、沿岸地域の金融機関として利便性の向上に努めてまいりました。その結果、利用者の皆さまから一定のご支持をいただいたことから、金融機関における信頼のバロメーターである貯金残高は、高水準を維持することができました。

このディスクロージャー誌「業務の現況２０２１」を通して、本会をよりご理解いただきますとともに、今後ともなお一層のご支援、ご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

業 績

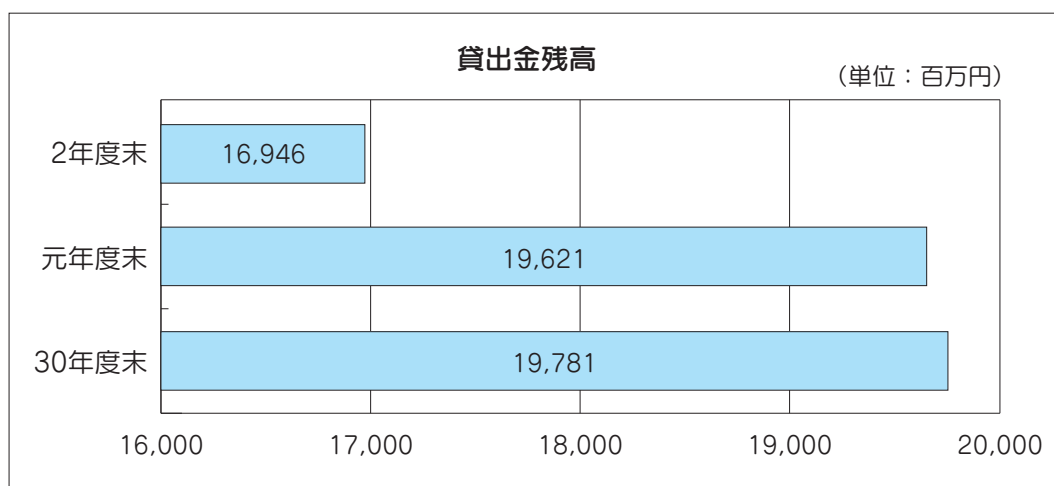
○貯金業務

個人貯金の積極的な推進として「ＪＦマリンバンクいわて全利用運動」を展開し、夏季および冬季に特別貯蓄キャンペーンを実施したほか、年金受給口座の獲得、ＩＣキャッシュカード等の普及推進に取り組んだ結果、個人貯金は前年度比８億８４百万円の増加となりましたが、公金貯金の大幅な減少等により、貯金全体の年度末残高は前年度比７６億８６百万円減少（▲５.９８％）の１,２０８億５５百万円となりました。



○貸出業務

漁業近代化資金や各種ローン、員外貸出（地方公共団体）を積極的に対応いたしましたが、東日本大震災関連資金の返済が大きく、年度末残高は前年度比２６億７５百万円の減少（▲１３.６３％）で、１６９億４７百万円となりました。

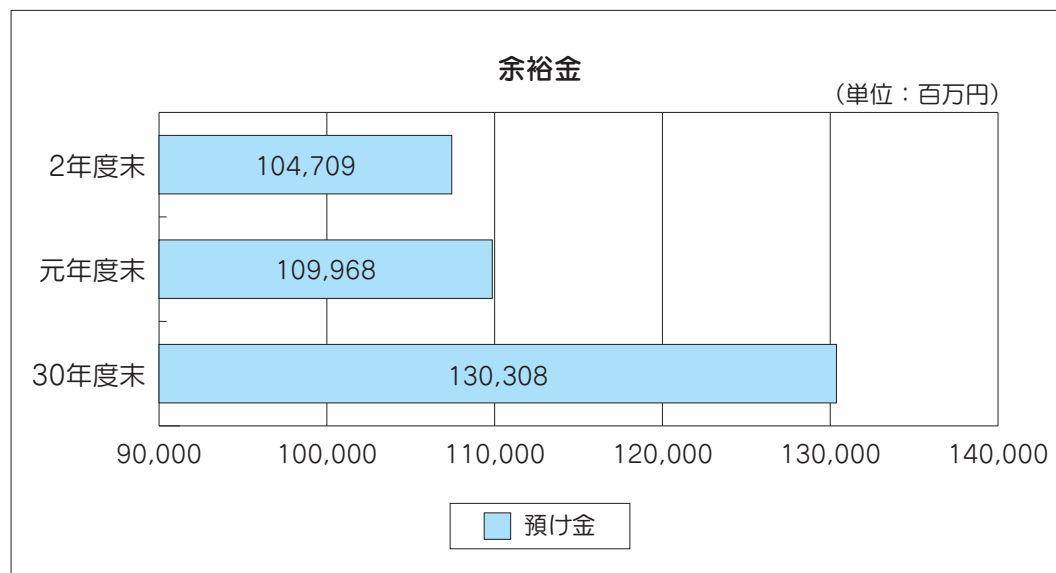


○余裕金

余裕金運用は、安全性・流動性・収益性を総合的に判断したうえで行っております。

また、内外の政治・経済・金融情勢の変化等、リスク要因に的確に対応し、安定的な収益確保を目指したこと等により、預け金残高は1,047億9百万円となりました。

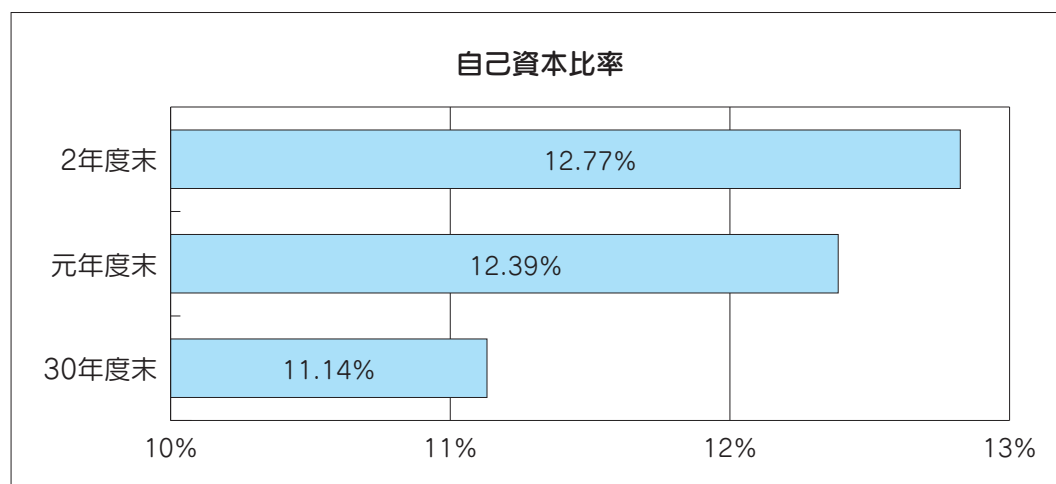
なお、当期末におきましては、有価証券は保有しておりません。



○収支・その他

収支につきましては、長短金利操作付き量的・質的金融緩和が継続となったことを受けて、利息収入が減少したものの、事業管理費の減少等により計画値を上回る経常利益106百万円を計上することができました。

自己資本比率につきましては、償還等による貸出金および預け金の減少により、リスクアセットの減少が影響し、前年度比0.38%上昇の12.77%となりました。



経営方針

本会は、地域の皆さまの豊かな暮らしづくり、会員および組合員等の漁業生産設備等の近代化を推進し、その繁栄のお手伝いをする地域金融機関としての役割を果たしてまいります。具体的な取り組み事項は次のとおりです。

- (1) 法令等遵守態勢の確立
- (2) 金融機能の適時適切な実施
- (3) 会員ＪＦとの更なる連携強化による事業推進
- (4) 持続可能なビジネスモデルの構築
- (5) リスク管理体制の充実・強化

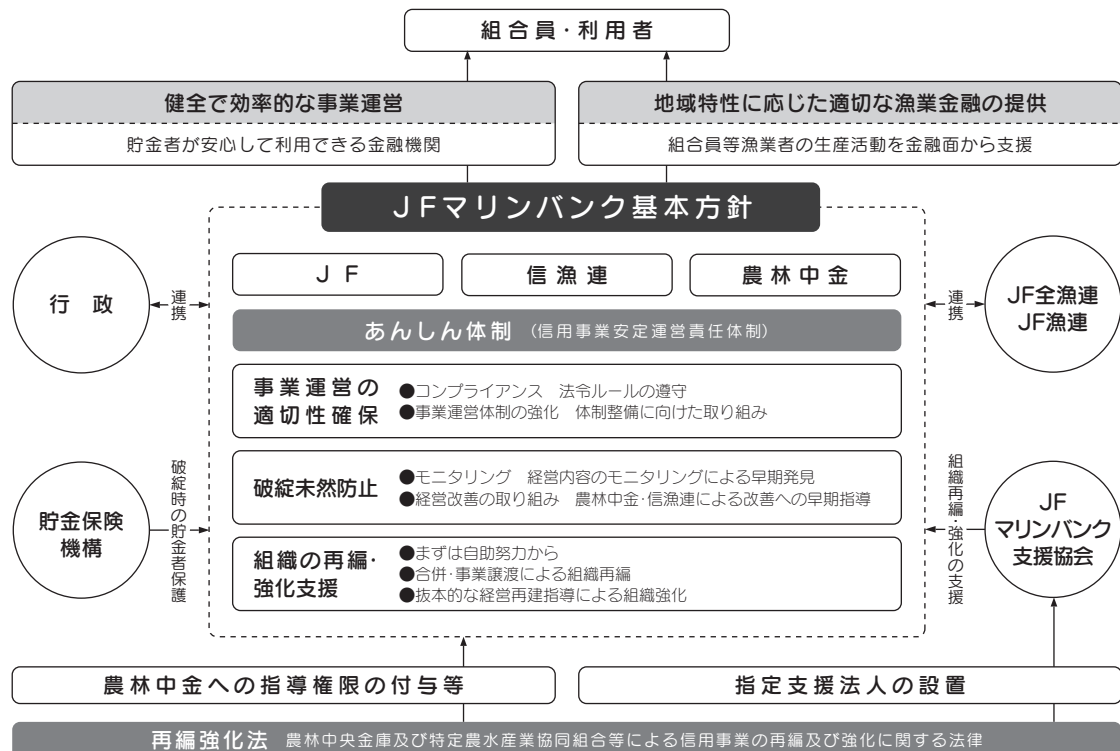
JFマリンバンクのあんしん体制

JFマリンバンクとは、JFマリンバンク会員（貯金、貸出等の信用事業を営むＪＦ・水加協・信漁連・農林中金）および全漁連が運営する全国ネットの金融グループのことです。もちろん、岩手県信漁連もその会員です。

JFマリンバンクは、平成15年1月に施行された再編強化法に基づき、会員の総意のもと、「JFマリンバンク基本方針」を制定しております。

基本方針では、「事業運営の適切性確保」、「破綻未然防止」、「組織の再編・強化支援」に取り組むこととしており、これにより問題を早期に発見し、他機関との連携のもと、早急に改善を図ることができるよう工夫しております。

また、本会は貯金者を保護するための国の公的な制度「貯金保険制度」にも加入しており、加入者が納める保険料を原資に、皆さまの貯金を一定の範囲内で保護しております。



漁業者等の経営の改善のための取組の状況

○中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取り組んでおります。

○中小漁業者等の経営支援に関する態勢準備の状況

お客さまからの新規融資や貸付条件変更等の相談・申込みや経営者保証に関するガイドラインに基づく対応等に対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備しております。

①コンプライアンス推進委員会の活用

代表理事会長以下、専務理事、常務理事等を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議しております。

②金融円滑化管理責任者の設置

本店に「金融円滑化管理責任者」を設置し、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

③金融円滑化管理担当者の設置

本支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化管理責任者と連携を図りつつ、本支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

④苦情・相談窓口の設置

金融円滑化にかかるお客さまからの相談等を受け付ける窓口を設置しております。

○中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

被災された漁業者の皆さま等に対する復興計画策定支援や制度資金の活用による償還負担の軽減などに取り組んでおります。

地域の活性化のための取組の状況

本会は、会員漁協と一体的な事業推進により、岩手県沿岸地区の漁業振興と住みよい暮らしづくりのお手伝いをしております。

豊かな漁村を展望し、今後とも地域社会の発展に力を尽くしてまいります。

○浜の復興を全面的支援

「浜の復興に取り組む」地域金融機関として、各種復興資金の提供や既往貸出の条件変更への対応に努めるとともに諸課題に対して適時・適切な対応に努め、浜の復興を全面的に支援してまいります。

○漁業の担い手確保・育成に基づく、生産高の維持・向上への取り組み

平成31年4月に開講した「いわて水産アカデミー」と連携した新規着業者の金融支援に継続して取り組んでまいります。

○水産業の発展を願い

漁業者、水産物加工業を営む皆さまの必要な資金にお応えするための各種事業資金、また、漁業近代化資金等の国・県・市町村の制度資金のご融資を取扱い、水産物生産設備の近代化に協力しております。

○地域の皆さまの豊かな暮らしのために

皆さまのライフサイクルにあわせた住宅ローン、自動車ローン、教育ローンなどの各種ローンの品揃えをしております。さらに、皆さまのニーズに応えられる商品開発に取り組んでおります。

また、(株)日本政策金融公庫の代理業務貸付および電気・電話等各種公共料金等の口座振替、インターネット・モバイルバンキングなどの機能サービスに努めております。

○住みよい地域社会づくりのために

本会は、漁協女性部活動を通じて、地域のより豊かで住みよい環境づくりを目指し、「きれいな海を守る運動」、「魚食の普及」、「青少年の健全育成運動」等を漁協とともに取り組んでおります。

金融ADR制度への対応

○苦情処理措置の内容

本会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規制を整備し対応しております。

具体的には、

①利用者サポート等管理責任者の設置

②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

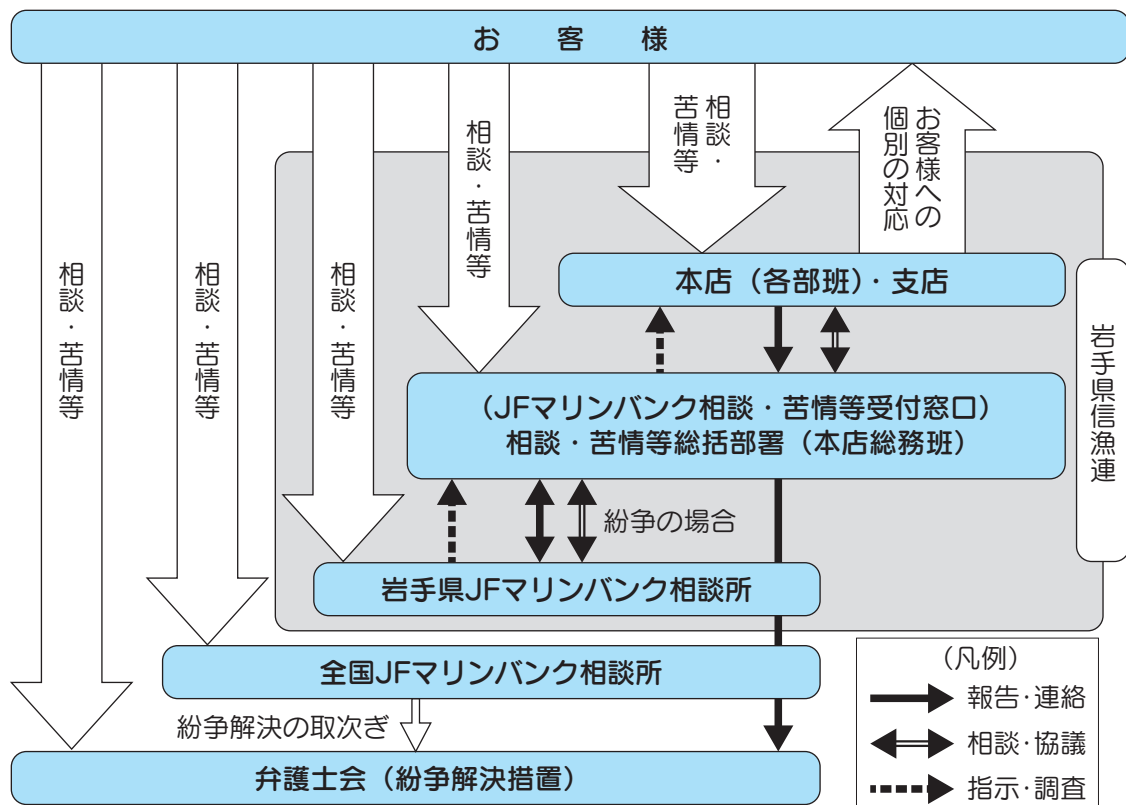
を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

○紛争解決措置の内容

苦情等のお申し出については、本会が対応いたしますが、納得のいく解決が得られず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します）。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。



リスク管理の体制

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

利用者の皆さまに安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「内部管理基準」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・強化に努めてまいります。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先・金融機関や債券発行体が破産その他の理由により債務不履行を起こし、元利金の回収ができないリスクのことです。本会は、理事会において個別の重要案件または大口案件については対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引につきましては、本店に審査班を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っております。審査にあたりましては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権につきましては、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金につきましては「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、市場金利および市場価格(相場)の変化による期間収支や有価証券の価値(評価損益)が変動するリスクのことです。本会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益および財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。運用にあたりましては、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および本会のポートフォリオの状況等を考慮した運用方針を運用会議において協議の上、理事会において決定するとともに、実績を運用会議・理事会へ定期的に報告しております。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。本会では、資金繰りリスクにつきましては、運用・調達について日次・月次の資金動向表を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクにつきましては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っております。

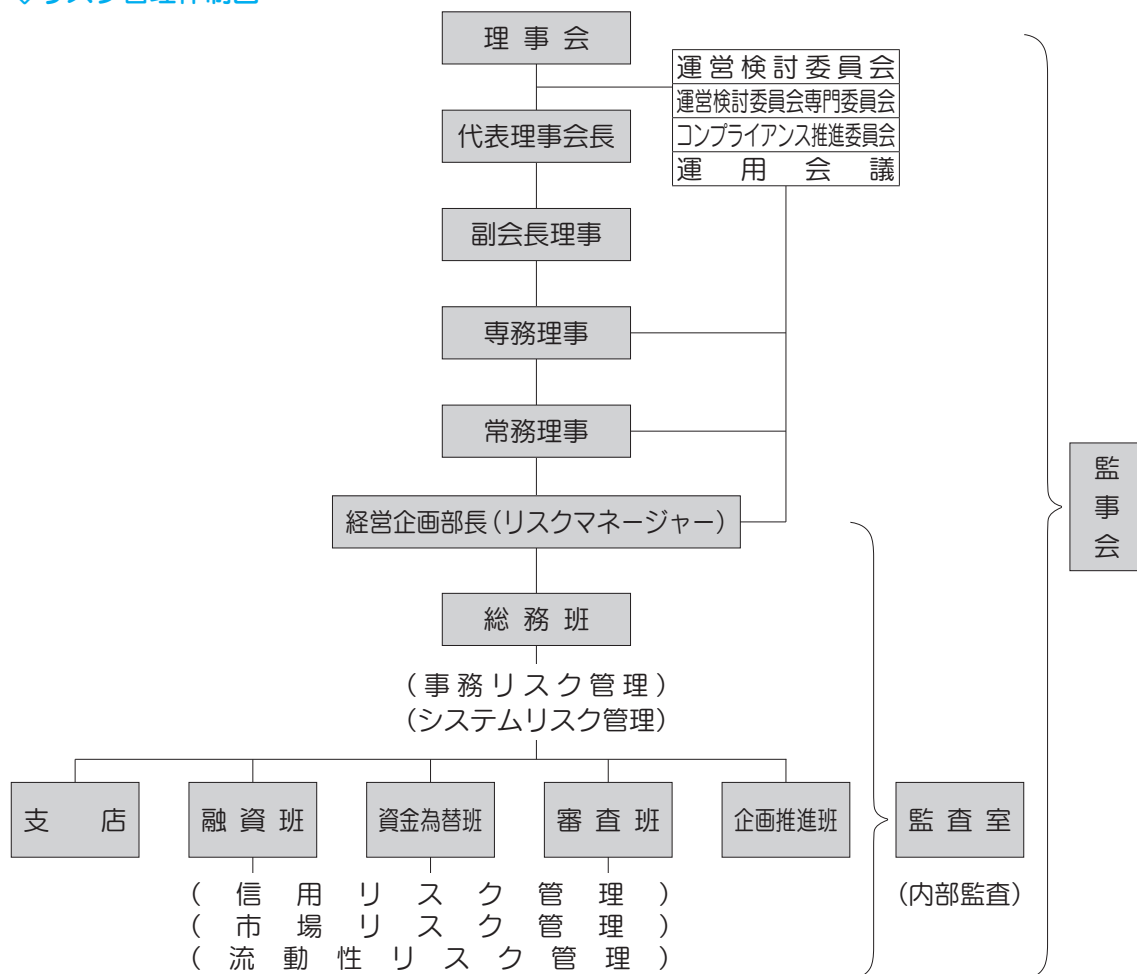
④ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。本会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務手続を整備するとともに、自店検査および店舗巡回指導を実施し事務リスクの削減に努めております。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しております。

⑤ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。本会では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「岩手県漁協信用事業災害等緊急事態発生時の業務対応要領」を策定しております。

◇リスク管理体制図



役員等の報酬体系

○役員

◇対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事および監事を指します。

◇役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	35	35

（注1）対象役員は、理事8名、監事4名です。

（注2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額です。

◇対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しております。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

○職員等

◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、本会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、本会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者を指します。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

（注1）対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

（注2）「同等額」は、令和2年度に本会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3）令和2年度において本会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬額を受ける者はありませんでした。

○その他

本会の対象役員および退職職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクステイクを惹起するおそれのある要素はございません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はございません。

法令遵守（コンプライアンス）の体制

金融機関の日常業務は、いずれも法律に定められた範囲の中で行われておりますが、金融機関の直面するリスクの多様化、複雑化を踏まえ本会といたしましても、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関として社会的責任を果たしていくことが、より一層求められていると認識しております。

つきましては、下記の基本的な項目を盛り込んだ倫理規程を策定し、本会役職員の行動規範としております。

（漁協系統信用事業の使命と社会的責任）

- ① 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

（質の高い金融サービスの提供）

- ② 漁業生産ならびに会員の組合員の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献します。

（法令やルールの厳格な遵守）

- ③ 水産業協同組合法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な運営を遂行します。

（反社会的勢力との対決）

- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

（会員等利用者・地域社会とのコミュニケーション）

- ⑤ 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした本会らしい活動等を通じて、会員等利用者はもとより地域社会とのコミュニケーションを図ります。

トピックス

○漁業者等緊急保証対策事業を活用した漁業関連融資を推進いたしました。

○復興支援のための融資を行いました。

被災した漁業者の方を支援するための復興資金をご用意しております。

詳細は12ページの「復興資金一覧表」をご覧ください。

○各種災害に伴う相談窓口を設置いたしました。

○マイカーローン、教育ローン、住宅ローンを推進いたしました。

（実施期間：令和2年4月～令和3年3月）

○JFマリンバンクいわて全利用運動を展開いたしました。

○みんなの浜 特別貯蓄キャンペーン（金利上乘せ）を実施いたしました。

（実施期間：令和2年7月～8月、令和2年12月～令和3年1月）

○JFマリンバンクねんきん定期貯金「海神」、退職金運用定期貯金「凧」、相続金運用定期貯金「あゆみ」を継続販売いたしました。

○第37回岩手県海の子絵画展を開催いたしました。

「JFマリンバンクいわて」では海を愛し、漁業を育てる意識の高揚を図るとともに、漁業に夢をもった子供たちを育てることをねらいとして、漁村の明日を担う小・中学生を対象に「第37回岩手県海の子絵画展」を開催しました。

第37回絵画展は、小学校545点・中学校120点・合計665点の作品応募をいただき、審査の結果、最優秀賞10点、優秀賞18点、特別賞3点、入選83点が選ばれました。

10月に盛岡市で最優秀賞受賞者の表彰式を執り行い、また、令和2年11月21日～22日には大船渡市市民文化会館において特別賞の「大船渡市長賞」の表彰を行うとともに、入賞作品114点の展示会を開催し、多くの皆さまにご来場いただきました。

なかでも最優秀賞10作品については、全漁連主催の「第43回全国海の子絵画展」に推薦応募し、小学生4点、中学生1点が特別賞を受賞しております。

◇第37回岩手県海の子絵画展 表彰式



◇海の子絵画展 展示会



主要な業務内容

(業務のご案内)

- ・貯金業務 当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、積立定期貯金、財形貯金、定期積金、別段貯金、納税準備貯金等を取扱っております。
- ・貸出業務 手形貸付、証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- ・内国為替業務 振込および代金取立等を取扱っております。
- ・代理業務 地方公共団体の公金代理業務、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫等の代理業務を取扱っております。

○貯金業務 日々の暮らしの中、安全・確実な商品を揃えております。

貯金商品一覧表

種 類	ご 説 明
普通貯金	お預入れ、お引出しともに1円単位で自由にできます。
(総合口座)	一冊の通帳で、普通貯金プラス定期貯金、さらに定期貯金の90%（最高で500万円まで）の自動融資が受けられる口座です。
貯蓄貯金	普通貯金の便利さと金額階層に応じた金利の有利さを兼ね備えた個人用の貯金です。
定期貯金 スーパー定期貯金 大口定期貯金 期日指定定期貯金	お預入れは1円から。1カ月から5年までの期間をご用意しております。 1,000万円からのお預入れにご利用いただけます。 お預入れから1年以上据置のあと、原則として1ヶ月以上前に満期日を指定できます。お預入れ金額は300万円までで、利息は1年ごとの複利計算となります。
積立定期貯金	毎月のお預入れ金額を決めて積立する「定額型」、預入期間内であればいつでも自由に積立できる「自由型」、水揚げ天引等により自動継続で長期に積立てる「漁協積立定期貯金Ⅰ・Ⅱ型」および「新型積立定期貯金」があります。
定期積金	毎月のお預入れ金額を決めて積立する「定額型」と、最初にお受取金額を決めて積立期間と毎回の積立金額を決める「目標型」を選択できます。
財形貯金	毎月の給料・ボーナスから天引きでお積立いただく貯金で、目的別に一般財形貯金、財形年金貯金、財形住宅貯金があります。

○貸出業務 会員および会員の組合員等の漁業者、水産加工業を営む皆さまへ、漁業関連事業性資金（運転資金、設備資金等）の融資を行っております。

また、ライフサイクルにあわせた個人向け融資商品も揃えております。

事業者向け融資商品一覧表

種 類	ご 説 明
設備資金	漁船建造・取得・改造、漁船用機器の取得、漁具倉庫等の建設にご利用いただけます。期間は、用途により異なりますが最高15年
運転資金	漁業経営に必要な資金にご利用いただけます。 期間は短期資金で1年間
漁業近代化資金	漁船建造・取得・改造、漁船用機器の取得、漁具倉庫等の建設にご利用いただけます。期間は用途により異なりますが最高20年
漁協カードローン	漁協組合員専用のカードローンとなります。最高250万円、水揚げ代金等が貯金に入金されたとき自動的にご返済されます。

* 事業資金は、営漁計画等に合わせたご融資となりますので、お気軽に窓口にお問い合わせください。

個人向け融資商品一覧表

種 類	ご 説 明
住宅ローン	個人住宅の新築・増改築・購入とそれに伴う土地の購入、他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金等で 最高5,000万円、期間は最高35年
生活ローン	教 育：1子弟につき最高1,000万円、期間は最高17年 自 動 車：最高1,000万円、期間は最高10年 その他目的：最高500万円、期間は最高10年 フ リ ー：最高500万円、期間は最高10年
漁協カードローン	最高100万円、毎月決められた日に自動的に1～2万円のご返済となります。

* ローン商品は、皆様のご要望にお応えすべく保証も充実した品揃えとなっておりますので、お気軽に窓口にお問い合わせください。

○内国為替業務 内国為替業務として、全国の漁協系統・農協系統・農林中央金庫により構成されている系統為替制度と全国の銀行等で構成されている全国銀行内国為替制度に加盟しております。

○代 理 業 務 代理業務として、(株)日本政策金融公庫の国の教育ローンを取扱っております。

○その他のサービス 貯金等に付随するサービスとして、次のものをお取扱いしております。

- ・各種公共料金の口座振替（電気料金、電話料金、放送受信料、市町村の水道料金等）の口座振替、およびマリンクレジットカードをはじめとする各種 クレジットご利用代金の口座振替をお取り扱いしております。
- ・国民年金など各種年金、共済金の自動受取りをお取扱いしております。
- ・キャッシュカードでお買い物ができるデビットカードのお取扱いをしております。
- ・インターネット・モバイルバンキング、マルチペイメントネットワークサービスのお取扱いもしております。
- ・市町村交通災害共済をお取扱いしております。

手数料一覧

内国為替の取扱手数料

(令和3年3月31日現在)

		本会 本・支店あて		他金融機関あて	
送金手数料		1件につき	440円	普通扱い	1件につき 660円
振込 手 数 料	窓口利用	3万円未満 1件につき	220円	電信扱い	3万円未満 1件につき 550円 3万円以上 1件につき 770円
		3万円以上 1件につき	440円	文書扱い	3万円未満 1件につき 550円 3万円以上 1件につき 770円
		自動機(ATM)	3万円未満 1件につき 110円 3万円以上 1件につき 330円		3万円未満 1件につき 330円 3万円以上 1件につき 550円
	インターネット・ モバイルバンキング	3万円未満 1件につき 110円 3万円以上 1件につき 330円		3万円未満 1件につき 330円 3万円以上 1件につき 550円	
		インターネット 伝送サービス	3万円未満 1件につき 220円 3万円以上 1件につき 440円		3万円未満 1件につき 440円 3万円以上 1件につき 660円
	代金取立手数料		隔地間	1通につき 440円	至急扱い
				普通扱い	1通につき 660円
同地間			1通につき 220円		1通につき 220円
その他諸手数料		○送金・振込の組戻料		1通につき 660円	
		○不渡手形返却料		1通につき 660円	
		○取立手形組戻料		1通につき 660円	
		○取立手形店頭呈示料		1通につき 660円	
		ただし、600円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。			
		○離島回金料		無 料	

(注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

ATMご利用手数料

区 分	平 日			土曜日			日曜・祝日
	8:00 ～8:45	8:45 ～18:00	18:00 ～21:00	8:00 ～9:00	9:00 ～14:00	14:00 ～21:00	8:00 ～21:00
JFマリンバンクいわて本・支店、 県外JFマリンバンク、JAバンク	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
ゆうちょ銀行ATM	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
セブン銀行ATM	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ローソン銀行ATM	111円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
コンビニATM	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
上記以外の提携金融機関	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円

(注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

その他の諸手数料

残高証明書発行手数料	本会 所定様式	1通につき	220円
	監査法人向け		1,100円
取引履歴明細表発行手数料(過去10年間まで)		1枚につき	1,100円
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料		1枚につき	1,100円

(注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

両替手数料

両 替 枚 数	手 数 料
1枚～ 300枚	無 料
301枚～ 500枚	220円
501枚～1,000枚	330円
1,001枚～2,000枚	550円
2,001枚以上	550円 + 1,000枚毎に330円を加算

(注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

本会の組織

会 員 数

資 格 別	元年度末	2年度末	増 減
正 会 員	28	28	0
准 会 員	1	1	0
合 計	29	29	0

役 員

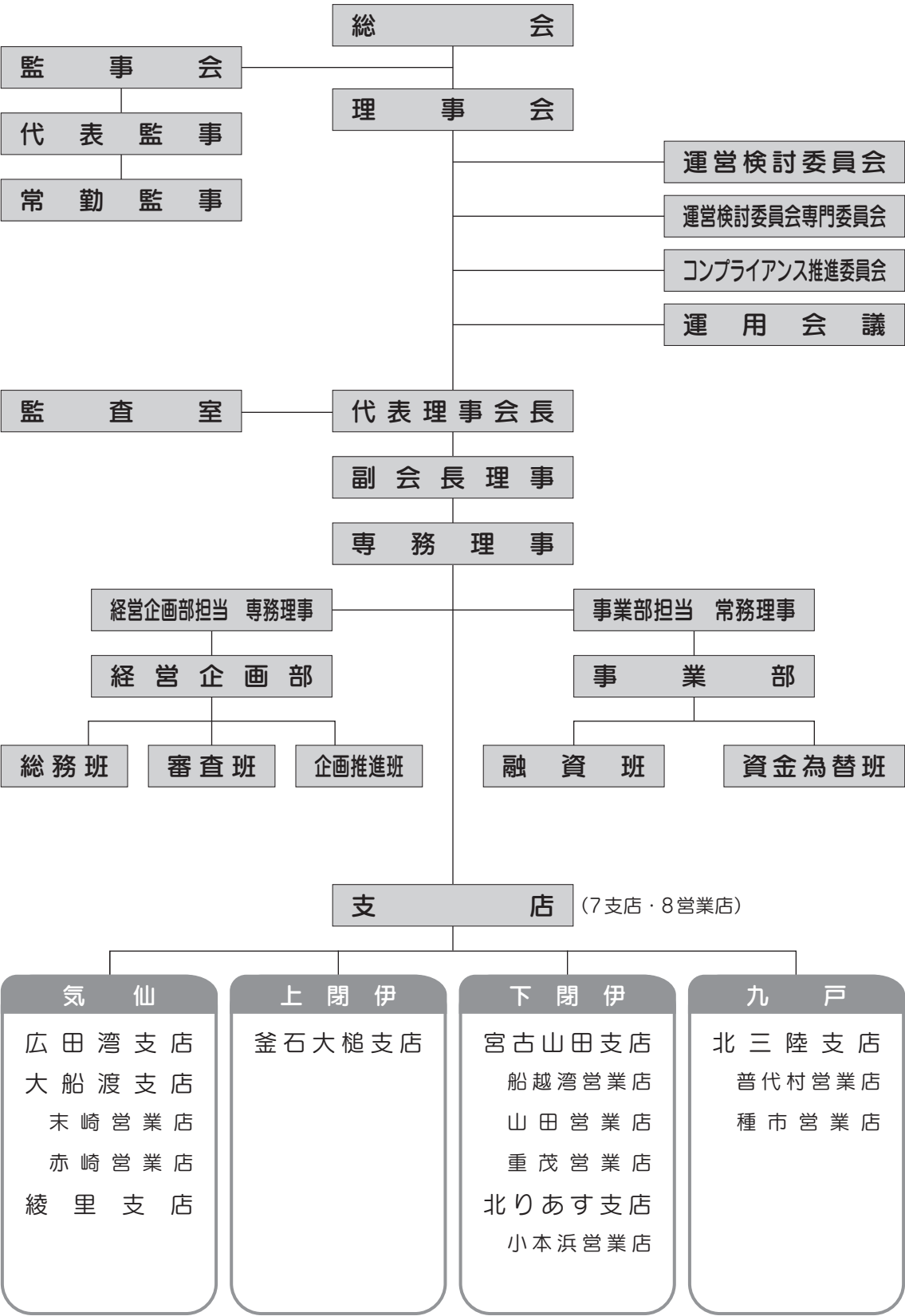
(令和3年3月31日現在)

	氏 名	
代 表 理 事 会 長	砂 田 光 保	
副 会 長 理 事	細 川 道 弥	
専 務 理 事	馬 場 英 雄	(員外)
常 務 理 事	佐々木 敦 博	(員外)
理 事	亘 理 榮 好	
〃	大 井 誠 治	
〃	小 林 昭 榮	
〃	梶 健一郎	
代 表 監 事	生 駒 利 治	
監 事	和 田 豊太郎	
員 外 監 事	菊 池 康 弘	
常 勤 監 事	盛 合 久 雄	(員外)

職 員 数

本 支 店 別	元年度末	2年度末	増 減
本 店	23	25	2
支 店	74	72	△2
合 計	97	97	0

組織機構図（令和3年3月31日現在）



店舗一覧

(令和3年3月31日現在)

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 店	盛岡市内丸16番1号	019 (623) 8315
広 田 湾 支 店	陸前高田市広田町字泊102番地4	0192 (56) 3946
大 船 渡 支 店	大船渡市大船渡町字砂子前32番地6	0192 (25) 1010
末 崎 営 業 店	大船渡市末崎町字平林28番地13	0192 (29) 3011
赤 崎 営 業 店	大船渡市赤崎町字蛸ノ浦68番地	0192 (27) 3131
綾 里 支 店	大船渡市三陸町綾里字中曽根66番地	0192 (42) 2151
釜 石 大 槌 支 店	釜石市魚河岸3番3	0193 (55) 5316
宮 古 山 田 支 店	宮古市築地2丁目2番32号	0193 (63) 5222
船 越 湾 営 業 店	下閉伊郡山田町船越第6地割28番地3	0193 (84) 2726
山 田 営 業 店	下閉伊郡山田町中央町11番14号	0193 (81) 2238
重 茂 営 業 店	宮古市重茂第1地割37番地の1	0193 (68) 2211
北 り あ す 支 店	宮古市田老3丁目2番1号	0193 (87) 4455
小 本 浜 営 業 店	下閉伊郡岩泉町小本字家の向221番地1	0194 (28) 2125
北 三 陸 支 店	久慈市長内町第42地割6番地	0194 (52) 3111
普 代 村 営 業 店	下閉伊郡普代村第9地割字銅屋31番地4	0194 (35) 3111
種 市 営 業 店	九戸郡洋野町種市第22地割131番地の10	0194 (69) 1536

自動機器の設置状況

(令和3年3月31日現在)

ATM（現金自動預入・支払機）の設置台数

機 種 名	店 舗 内	店 舗 外
ATM	14	15

市町村名	店舗名	所在地	営業時間		
			平日	土曜日	日曜・祝祭日
盛岡市	本店	盛岡市内丸16番1号(水産会館1階)	8:00～21:00		
陸前高田市	広田湾支店	陸前高田市広田町字泊102番地4	8:00～21:00		
	気仙町出張店	陸前高田市気仙町字湊38番地3	9:00～17:00	休止	
	米崎・小友出張所	陸前高田市小友町字茗荷1番地10	8:00～21:00		
大船渡市	大船渡支店	大船渡市大船渡町字砂子前32番地6	8:30～17:00	休止	
	中赤崎出張所	大船渡市赤崎町字山口81-5	8:00～21:00		
	末崎営業店	大船渡市末崎町字平林28番地13	8:30～17:00	休止	
	赤崎営業店	大船渡市赤崎町字蛸ノ浦68番地	8:30～17:00	休止	
	綾里出張所	大船渡市三陸町綾里字平館75-2	8:00～21:00		
	越喜来出張店	大船渡市三陸町越喜来字杉下126番地1	8:30～17:00	休止	
	吉浜出張店	大船渡市三陸町吉浜字向野32番地7	8:30～17:00	休止	
	釜石市	唐丹出張所	釜石市唐丹町字小白浜533	9:00～17:00	休止
釜石出張所		釜石市大字平田第3地割23	8:00～21:00		
釜石魚河岸テラス出張所		釜石市魚河岸3番3	8:00～21:00		
釜石東部出張所		釜石市箱崎町第5地割35番地16	8:30～17:00	休止	
大槌町	おおつち出張所	上閉伊郡大槌町安渡1丁目2番23号	8:30～17:00	休止	
山田町	山田出張所	下閉伊郡山田町船越6-141	8:00～21:00		
宮古市	重茂営業店	宮古市重茂第1地割37番地の1	8:30～17:00	9:00～12:00	休止
	津軽石出張所	宮古市津軽石第2地割31番地	8:00～21:00		
	宮古市魚市場出張所	宮古市臨港通2-1	8:00～21:00		
	崎山出張所	宮古市崎山第7地割1番地4	8:00～21:00		
	田老出張所	宮古市田老3丁目2番1号	8:00～21:00		
岩泉町	小本浜出張所	下閉伊郡岩泉町小本字家の向221番地1	8:00～21:00		
田野畑村	田野畑村出張所	下閉伊郡田野畑村羅賀192番地114	9:00～17:00	休止	
普代村	普代村営業店	下閉伊郡普代村第9地割字銅屋31番地4	8:30～18:00	8:45～12:00	休止
野田村	野田村出張所	九戸郡野田村大字野田第27地割73番地	8:30～18:00	8:30～12:00	休止
久慈市	くじ出張所	久慈市長内町34-25-3	8:00～21:00		
洋野町	種市南出張所	九戸郡洋野町種市5-24-1	8:00～21:00		
	小子内浜出張所	九戸郡洋野町小子内第3地割2番地	8:30～17:00	休止	

沿革・歩み

(本会のあゆみ)

昭和28年12月	本会創立	(本会の概要) 創立 …………… 昭和28年12月28日 本店所在地 …… 盛岡市内丸16番1号 出資金 …………… 31億155万円 職員数 …………… 97名 主要勘定 ……… 貯 金 残 高 1,208億円 貸 出 金 残 高 169億円 預 け 金 残 高 1,047億円 有価証券残高 - 億円 店舗数……………16(本支店8・営業店8) (令和3年3月31日現在)
31年11月	宮古支所開設	
39年10月	大船渡支所開設	
40年 5月	機構改革実施(本所3課体制)	
41年12月	本所事務所移転(現事務所)	
42年10月	釜石支所開設	
44年 4月	久慈支所開設	
48年 5月	創立20周年記念式典	
51年 3月	貯金残高100億円突破	
54年 7月	本所に資金課を新設(4課体制)	
55年 2月	系統為替データ通信端末機稼動	
〃 9月	為替交換機械化システム稼動	
〃 11月	貯金業務機械化システム稼動	
57年 4月	経理および給与事務機械化システム稼動	
58年 1月	宮古支所事務所移転	
〃 2月	貸付業務機械化システム稼動	
59年 5月	創立30周年記念式典	
60年10月	久慈支所事務所・久慈会館落成、移転	
62年10月	大船渡支所事務所落成、移転	
63年 3月	貯金残高500億円突破	
平成元年 6月	全国漁協オンライン開局	
2年12月	志家書庫兼職員住宅竣工	
4年 2月	県内漁協貯金ネットワークサービス、クレジットカード、カードローン取扱開始	
〃 10月	全国漁協オンライン貸出業務移行	
5年11月	全国漁協貯金ネットサービス開始	
6年 5月	創立40周年記念式典	
〃 11月	機構改革実施(本所3部4課体制)	
7年 2月	自動機(ATM)設置(本所)	
9年 5月	漁協・農協貯金ネットサービス提携	
〃 10月	機構改革実施(本所3部4課1室体制)	
10年 8月	機構改革実施(本店3部4課1室・4中央支店体制)	
〃 〃	漁協信用事業統合(大槌町・田野畑村・有家浜・小子内浜・宿戸・種市の各支店開設)	
〃 10月	MICS加盟	
11年 2月	漁協信用事業統合(気仙町・米崎町・小友・越喜来・大浦・織笠・大沢の各支店開設)	
〃 3月	漁協信用事業統合(山田湾支店開設)	
〃 9月	漁協信用事業統合(末崎・泊里・大船渡・赤崎・中赤崎・長崎・唐丹町・白浜浦・平田・釜石・釜石東部・野田村・くじの各支店開設)	
12年 2月	漁協信用事業統合(小本浜支店開設)	
〃 3月	釜石・久慈中央支店閉店	
〃 4月	漁協信用事業統合(広田町支店開設)	
〃 5月	機構改革実施(本店4部4課1室体制)	
〃 10月	郵貯CD・ATM提携	
13年 2月	漁協信用事業統合(吉浜支店開設)	
13年 3月	大船渡・宮古中央支店閉店	
〃 7月	デビットカード取扱開始	
〃 9月	漁協信用事業統合(綾里支店開設)	
〃 11月	自動機自動キャッシング取扱開始	
14年 2月	漁協信用事業統合(普代村支店開設)	
〃 7月	インターネット・モバイルバンキング取扱開始	
〃 8月	機構改革実施(本店4部3課1室体制)	
平成15年 4月	種市南支店開設(2支店3営業店統廃合)	

平成 15 年	9 月	釜石湾支店開設（4 支店統合）
〃	10 月	漁協信用事業統合完成（船越湾・重茂・宮古・田老の各支店開設）
16 年	1 月	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
〃	4 月	広田湾支店開設（4 支店統合）
〃	〃	機構改革実施（本店 3 部 3 課体制）
〃	6 月	創立 50 周年・漁協信用事業統合完成記念式典
〃	12 月	決済用貯金取扱開始
17 年	4 月	ペイオフ全面解禁
〃	9 月	岩手県漁業信用基金協会から増資を受ける
〃	10 月	山田支店開設（4 支店統合）
〃	11 月	セブン銀行との ATM 提携開始
18 年	10 月	3 営業店廃店（根白営業店、大尻営業店、侍浜営業店）
20 年	2 月	岩手県漁協組織強化計画の決議
〃	3 月	（社）ジェイエフマリンバンク支援協会、（財）岩手県水産振興基金、岩手県漁連から増資を受ける
〃	〃	経営改善計画（平成 20 年度～平成 29 年度）の策定
〃	9 月	3 営業店廃店（唐丹町営業店、白浜浦営業店、釜石営業店）
21 年	3 月	貯金残高 900 億円突破
〃	7 月	種市支店開設（3 支店 1 営業店統廃合）
〃	11 月	大船渡支店開設（6 支店統廃合）
22 年	2 月	チリ大地震津波襲来（津波緊急対応等対策本部設置）
〃	11 月	機構改革実施（本店 5 部 4 課体制）
23 年	3 月	東日本大震災大津波襲来（津波緊急対応等対策本部設置）
〃	〃	津波により支店・営業店が被災したため、臨時窓口を開設
〃	5 月	貯金残高 1,000 億円突破
〃	7 月	機構改革実施（本店 4 部 1 室 4 課体制）
〃	〃	2 営業店廃店（織笠営業店、大沢営業店）
〃	10 月	JF マリンバンクいわてホームページ開設
24 年	6 月	経営改善計画見直し（平成 24 年度～29 年度）の策定
25 年	1 月	農林中央金庫より可動式端末贈呈
〃	2 月	移動金融店舗車「ふれあいリアス号」の営業開始
〃	5 月	釜石支店開設（2 支店 1 営業店統廃合）
〃	11 月	イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークスとの ATM 提携開始
〃	12 月	創立 60 周年を迎える
26 年	4 月	機構改革実施（本店 4 部 2 室 4 課体制）
〃	〃	業務改善命令受命
〃	〃	業務改善計画書提出
〃	8 月	機構改革実施（本店 4 部 2 室 5 課体制）
〃	10 月	為替事務集中システム稼働開始
〃	12 月	貯金残高 2,000 億円突破
27 年	4 月	店舗再構築実施（7 営業店廃店、4 支店・6 営業店出張店化）
〃	7 月	店舗再構築実施（2 営業店廃店）
28 年	5 月	（一社）ジェイエフマリンバンク支援協会からの優先出資消却
〃	9 月	業務改善命令に基づく進捗・実施状況の報告解除
29 年	11 月	機構改革実施（本店 2 部 1 室 5 班体制）
30 年	7 月	北海道信漁連との相互支援協定書締結
〃	9 月	店舗再構築実施（小内内出張店廃店・ATM 店舗化）
31 年	1 月	店舗再構築実施（釜石東部営業店、おおつち出張店廃店・2ATM 店舗化）
〃	〃	北りあす支店開設（2 支店 1 出張店統廃合）
令和元年	5 月	釜石大槌支店新店舗移転
〃	9 月	東日本ブロック広域信漁連合併仮契約締結
〃	10 月	東日本ブロック広域信漁連合併推進協議会立ち上げ
〃	〃	北三陸支店開設（2 支店営業店化、野田村支店廃店・ATM 店舗化）
〃	12 月	宮古山田支店開設（3 支店営業店化）
2 年	10 月	東日本信漁連合併契約締結
3 年	4 月	岩手県信漁連の権利義務の一切を東日本信漁連が承継し業務開始

財 務 諸 表

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

資 産 の 部	元年度末	2 年度末	負債および純資産の部	元年度末	2 年度末
現 金	1,080	1,068	貯 金	128,540	120,854
預 け 金	109,968	104,709	当 座 貯 金	265	243
系 統 預 け 金	109,288	103,223	普 通 貯 金	69,203	63,912
系 統 外 預 け 金	679	1,485	納 税 準 備 貯 金	31	31
有 価 証 券	—	—	貯 蓄 貯 金	212	219
国 債	—	—	通 知 貯 金	—	—
地 方 債	—	—	別 段 貯 金	935	876
政 府 保 証 債	—	—	定 期 貯 金	56,622	54,296
金 融 債	—	—	積 立 定 期 貯 金	929	970
公 社 公 団 債	—	—	定 期 積 金	339	305
外 国 証 券	—	—	借 用 金	1,560	1,160
貸 出 金	19,621	16,946	手 形 借 入 金	860	0
手 形 貸 付 金	2,292	331	証 書 借 入 金	700	1,160
証 書 貸 付 金	16,404	15,568	代 理 業 務 勘 定	0	0
当 座 貸 越	301	423	そ の 他 負 債	117	153
金 融 機 関 貸 付	623	623	貸 付 留 保 金	26	101
そ の 他 資 産	180	83	未 払 法 人 税 等	53	19
未 決 済 為 替 貸	3	2	未 決 済 為 替 借	12	11
前 払 費 用	2	1	未 払 費 用	13	7
未 収 収 益	169	72	前 受 収 益	1	0
そ の 他 の 資 産	4	7	そ の 他 の 負 債	10	11
固 定 資 産	511	509	諸 引 当 金	223	211
有 形 固 定 資 産	510	509	賞 与 引 当 金	10	12
無 形 固 定 資 産	0	0	退 職 給 付 引 当 金	183	198
外 部 出 資	5,049	5,060	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	27	0
系 統 出 資	4,520	4,531	睡 眠 貯 金 払 戻 引 当 金	0	0
系 統 外 出 資	528	528	繰 延 税 金 負 債	—	—
長 期 前 払 費 用	40	36	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	80	80
繰 延 税 金 資 産	69	67	債 務 保 証	16	13
債 務 保 証 見 返	16	13	負債の部計	130,538	122,473
貸 倒 引 当 金	△ 789	△ 791	会 員 資 本	4,998	5,021
外 部 出 資 等 損 失 引 当 金	0	0	出 資 金	3,101	3,101
			利 益 剰 余 金	1,897	1,920
			利 益 準 備 金	537	557
			そ の 他 利 益 剰 余 金	1,359	1,362
			特 別 積 立 金	1,110	1,160
			当 期 未 処 分 剰 余 金	249	202
			う ち 当 期 剰 余 金	97	73
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	209	209
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	—	—
			土 地 再 評 価 差 額 金	209	209
			純 資 産 の 部 計	5,207	5,231
合 計	135,746	127,704	合 計	135,746	127,704

損益計算書

(単位：百万円)

	元年度	2年度
経常収益	1,270	1,073
資金運用収益	1,094	937
貸出金利	379	333
預け金利息	12	9
有価証券利息配当	—	—
受取雑利	0	0
受取奨励金	652	565
受取特別配当金	49	28
役員取引等収益	47	47
内国為替受入手数料	19	19
その他の受入手数料	14	15
その他の役員取引等収益	13	12
その他の事業収益	112	77
受取出資配当金	112	77
受取助成金	—	—
国債等債券売却益	—	—
その他の経常収益	16	10
貸倒引当金戻入	—	—
外部出資等損失引当金戻入	0	0
その他の経常収益	15	10
経常費用	1,044	966
資金調達費用	39	24
貯金利息	38	24
借入金利息	—	—
支払雑利	0	0
役員取引等費用	21	25
内国為替支払手数料	3	5
その他の支払手数料	0	4
その他の役員取引等費用	17	16
その他の事業費用	93	85
融資保険料	8	8
債権管理費	0	0
事業推進費	84	76
事業管理費	865	829
その他の経常費用	23	1
貸倒引当金繰入	21	1
外部出資等損失引当金繰入	0	0
その他の経常費用	1	0
経常利益	226	106
特別利益	6	4
特別損失	3	1
税引前当期利益	229	109
法人税、住民税および事業税	72	35
法人税等調整額	59	1
当期剰余金	97	73
前期繰越剰余金	151	129
当期末処分剰余金	249	202

注記表

I 継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券の評価基準および評価方法は以下の通りです。
外部出資に計上したその他有価証券の評価は、移動平均法による原価法です。
- 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。
 - (1)有形固定資産（リース資産を除く）
 - ①減価償却資産の償却方法は定額法です。
 - ②平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
 - ③平成28年4月1日以降取得の建物付属設備および構築物の償却方法は定額法です。
 - ④取得価格10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
 - ⑤平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
 - ⑥耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2)無形固定資産（リース資産を除く）
 - ①ソフトウェアについては、本会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
- 長期前払費用の処理方法は以下の通りです。
 - (1) 特例業務負担金長期前納（農林年金）は概算払いであり、実際の負担金額は今後の各月の役員員数や厚生年金の標準報酬月額に応じて確定するため、毎月確定した負担額と長期前納額の過不足を精算します。
- 引当金の計上基準は以下のとおりです。
 - (1) 貸倒引当金は、資産自己査定実施細則、経理規程および貸倒償却および引当金の計上基準マニュアルに則り、以下のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。
なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを本会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。
すべての債権は、資産自己査定実施細則に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - (2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合退職による要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
 - (5) 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。
 - (6) 外部出資等損失引当金は、外部出資先への損失に備えるため、貸出債権と同様の考え方により資産価値の毀損の度合いに応じて必要と認められる額を計上しております。
- リース取引の処理方法は次のとおりです。
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

III 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

IV 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積もり開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産及び固定資産の減損についての見積もりに関する情報を「会計上の見積もりに関する注記」に記載しております。

V 会計上の見積りに関する注記

- 繰延税金資産の回収可能性
 - 1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 67,874,952円
 - 2) その他の情報
繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積もり額を限度として行っております。
翌事業年度以降の課税所得の見積もりについては、令和2年10月26日に作成した県域移行・広域再編計画を基礎として、本会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。
しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境および本会の経営状況の影響をうけます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積もりと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実行税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 0円

2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュインフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年10月26日に作成した県域移行・広域再編計画を基礎として算出しており、県域移行・広域再編計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び本会の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅵ 会計上の見積りの変更に関する注記

該当する事項はありません。

Ⅶ 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

Ⅷ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は533,458,315円、圧縮記帳累計額は0円です。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等についてはリース契約により使用しております

3. 担保に供している資産は、次のとおりです。

担保に供している資産	預け金（系統預け金）	10,924,000,000円
	預け金（系統預け金）	860,000,000円
	差入保証金	460,000円
	為替資金決済	9,470,620円
担保資産に対応する債務	借入金	860,000,000円
	公共料金収納金	31,114円

4. 理事、監事に対する金銭債権の総額は2,824,970,000円です。

5. 理事、監事に対する金銭債務の総額は0円です。

6. リスク管理債権の内訳は、以下のとおりです。

(1) 貸出金のうち、破綻先債権額は542,788,893円、延滞債権額は1,268,332,845円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

(2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は0円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,811,121,738円です。

なお、上記（1）から（4）に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,207,380,685円です。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,182,356,042円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号に定める方法に基づいて、地価税法の算定の基礎となる路線価を使用、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は187,553,868円です。

Ⅸ 損益計算書に関する注記

該当する事項はありません。

X 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本会は、岩手県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のＪＦが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員およびその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

本会は貯金、借入金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

本会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、59.4％は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

借入金については、被災地金融機関支援オペレーションおよび日銀成長基盤強化支援による借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

本会では、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に経営企画部審査班を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については貸倒償却および引当金の計上基準マニュアルに基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

② 市場リスクの管理

本会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確に管理することにより、収益化および財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した運用を行い、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

本会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。本会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「貯金」、「借入金」です。

本会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1％減少したものと想定した場合に、経済価値が46,710,789円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

本会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4.参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金	1,068,673,287	1,068,673,287	－
(2) 預 け 金	104,709,320,084	104,713,793,346	4,473,262
(3) 貸 出 金(*) 貸倒引当金	16,946,500,064 △791,118,782		
	16,155,381,282	17,826,033,620	1,670,652,338
資 産 計	121,933,374,653	123,608,500,253	1,675,125,600
(1) 貯 金	120,854,935,509	120,863,296,959	8,361,450
(2) 借 入 金	1,160,000,000	1,160,000,000	－
負 債 計	122,014,935,509	122,023,296,959	8,361,450

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 預け金

満期のない預け金および満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積り高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積り高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資(*)	4,531,845,000
② 系統外出資(*)	528,500,000
合 計	5,060,345,000

(*) 系統出資・系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

5. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	104,709,320,084	—	—	—	—	—
貸出金(*)	2,882,692,064	2,068,310,986	1,878,492,643	1,758,422,732	1,632,606,054	5,580,635,927
合 計	107,592,012,148	2,068,310,986	1,878,492,643	1,758,422,732	1,632,606,054	5,580,635,927

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の1,145,339,658円は、含めておりません。
なお、一部の金融機関向けの貸出金623,000,000円は5年超に含めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*)	119,041,881,003	852,741,321	858,435,510	77,229,603	23,972,072	676,000
借入金	100,000,000	1,060,000,000	—	—	—	—
合 計	119,141,881,003	1,912,741,321	858,435,510	77,229,603	23,972,072	676,000

(*) 貯金のうち要求払貯金65,282,186,190円については、「1年以内」に含めて開示しております。
また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

XI 有価証券に関する注記

該当する事項はありません。

XII 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成28年12月16日)に基づき、簡便法により行っております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	183,810,525円
退職給付費用	15,055,950円
退職給付の支払額	0円

期末における退職給付引当金 198,866,475円

(3) 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	198,866,475円
退職給付引当金	198,866,475円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	15,055,950円
----------------	-------------

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,483,228円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は38,776,000円となっております。

XII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、次のとおりです

未払事業税	1,358,134円
未払法人地方特別税	468,533円
貸倒引当金超過額	131,491,646円
賞与引当金超過額	3,321,011円
退職給付引当金超過額	55,006,467円
未収利息不計上否認	1,029,991円
睡眠貯金払戻引当金超過額	231,468円
外部出資等損失引当金	36,871円
無形固定資産償却否認	498,776円
繰延税金資産小計	193,442,897円
評価性引当額（＊）	△125,567,945円
繰延税金資産合計	67,874,952円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。

法定実効税率 （調整）	27.66	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	16.15	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.72	%
住民税均等割等	5.61	%
教育情報資金	△1.26	%
評価性引当額の増減	△0.28	%
事業分量配当金	△3.77	%
その他	△0.80	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.59	%

XIV 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XV リースにより使用する固定資産に関する注記

該当する事項はありません。

XVI 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XVII 重要な後発事象に関する注記

吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価額を付する吸収合併が行われます。

- （1）吸収合併消滅連合会の名称 岩手県信用漁業協同組合連合会
- （2）吸収合併の目的 経営資源の結集による経営の安定化
- （3）吸収合併日 令和3年4月1日
- （4）吸収合併存続連合会の名称 東日本信用漁業協同組合連合会
- （5）合併比率及び算出方法 1対1の対等合併
- （6）出資一口当たりの金額 10,000円

XVIII その他の注記

該当する事項はありません。

貯 金

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

					元年度末		2年度末	
					金 額	構成比	金 額	構成比
当座性貯金	当座貯金		265	0.2	243	0.2		
	普通貯金		69,203	53.8	63,912	52.8		
	蓄貯金		212	0.1	219	0.1		
	通知貯金		－	－	－	－		
	別段貯金		935	0.7	876	0.7		
	その他の貯金		31	0.0	31	0.0		
	計		70,648	54.9	65,282	54.0		
定期性貯金	定期貯金		56,622	44.0	54,296	44.9		
	積立定期貯金		929	0.7	970	0.8		
	うち固定自由金利定期		(57,541)	(44.7)	(55,263)	(45.7)		
	うち変動自由金利定期		(－)	(－)	(－)	(－)		
	定期積金		339	0.2	305	0.2		
	計		57,892	45.0	55,572	45.9		
合 計			128,540	100.0	120,854	100.0		
貯金者区分残高	員内	会 員	10,525	8.1	8,391	6.9		
		組 合 員 直 接 預 り	54,419	42.3	55,269	45.7		
		計	64,944	50.5	63,660	52.6		
	員外	地 方 公 共 団 体	22,920	17.8	14,524	12.0		
		金 融 機 関	0	0.0	0	0.0		
		そ の 他	40,675	31.6	42,669	35.3		
		計	63,596	49.4	57,193	47.3		

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

		元年度		2年度		増 減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金		66,095	45.2	63,827	47.9	△ 2,268
定期性貯金		78,825	53.9	68,222	51.2	△ 10,603
その他の貯金		1,075	0.7	999	0.7	△ 75
合 計		145,996	100.0	133,049	100.0	△ 12,946

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	元年度末	2年度末
財 形 貯 蓄 残 高	7	0

貸 出 金

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円、%)

			元年度末		2年度末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
手 形 貸 付 金			2,292	11.6	331	1.9	△ 1,960
証 書 貸 付 金			17,027	86.7	16,191	95.5	△ 836
当 座 貸 越			301	1.5	423	2.5	122
合 計			19,621	100.0	16,946	100.0	△ 2,674
固 定 金 利 貸 出			15,957	81.3	13,001	76.7	△ 2,956
変 動 金 利 貸 出			3,663	18.6	3,945	23.2	281
設 備 資 金			6,578	33.5	5,707	33.6	△ 871
運 転 資 金			412	2.1	118	0.7	△ 294
貸出者区分残高	員内	会 員	7,028	35.8	5,852	34.5	△ 1,175
		組合員直接貸付	6,076	30.9	6,146	36.2	69
		計	13,104	66.7	11,998	70.8	△ 1,105
	員外	地方公共団体	3,922	19.9	2,396	14.1	△ 1,526
		金 融 機 関	623	3.1	623	3.6	0
		そ の 他	1,864	9.5	1,928	11.3	64
		計	6,409	32.6	4,947	29.1	△ 1,461

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

			元年度末		2年度末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
手 形 貸 付 金			524	2.7	498	2.8	△ 25
証 書 貸 付 金			18,369	95.7	16,756	95.1	△ 1,612
当 座 貸 越			282	1.4	361	2.0	79
合 計			19,176	100.0	17,617	100.0	△ 1,558

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

	元年度末	2年度末	増 減
貯 金 等	253	201	△ 51
有 価 証 券	—	—	—
動 産	73	69	△ 3
不 動 産	691	648	△ 43
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	1,018	920	△ 98
漁 信 基 保 証	10,145	9,029	△ 1,115
そ の 他 保 証	2,227	2,199	△ 28
計	12,373	11,229	△ 1,143
信 用	6,229	4,797	△ 1,432
合 計	19,621	16,946	△ 2,674

債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

	元年度末	2年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	16	13	△ 3
合 計	16	13	△ 3

業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	元年度末		2年度末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 林 水 産 業	11,176	56.9	10,152	59.9	△ 1,024
製 造 業	855	4.3	830	4.9	△ 25
建 設 業	68	0.3	79	0.4	11
運 輸 ・ 通 信 業	25	0.1	24	0.1	△ 1
卸 売 ・ 小 売 業	159	0.8	146	0.8	△ 13
金 融 ・ 保 険 業	623	3.1	623	3.6	0
不 動 産 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	319	1.6	366	2.1	46
地 方 公 共 団 体	3,922	19.9	2,396	14.1	1,526
そ の 他	2,469	12.5	2,328	13.7	△ 141
合 計	19,621	100.0	16,946	100.0	△ 2,674

主要な水産業関係の貸出金残高 (漁業種類等別)

(単位：百万円)

		元年度末	2年度末	増 減
漁業	海面漁業	1,278	1,243	△ 34
	海面養殖業	1,699	1,705	6
	その他漁業	512	507	△ 4
漁業関係団体等		7,731	6,609	△ 1,121
合 計		11,220	10,065	△ 1,155

- (注1) 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。
- (注2) 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません）
- (注3) 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

(資金種類等別) 〈貸出金〉

(単位：百万円)

	元年度末	2年度末	増 減	
ブ ロ パ ー 資 金	1,530	1,875	344	
水 産 制 度 資 金	9,690	8,190	△ 1,499	
	漁業近代化資金	2,047	2,360	313
	その他制度資金等	7,642	5,829	△ 1,813
合 計	11,220	10,065	△ 1,155	

- (注4) プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
- (注5) 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行なうことで信漁連が低利で融資するもの、③㈱日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

〈受託貸付金〉

(単位：百万円)

	元年度末	2年度末	増 減
㈱日本政策金融公庫資金 (農 林 水 産 事 業)	153	147	△ 5
そ の 他	3,446	3,241	△ 205
合 計	3,599	3,389	△ 210

- (注6) 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。
- (注7) 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、注5のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております（受託金融機関は受託貸付金に記載しております）。

有 価 証 券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	元年度		2年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—
公 社 公 団 債	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
元年度末	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	公社公団債	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
2年度末	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	公社公団債	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の取得価額または契約価額、時価および評価損益

〈有価証券〉

(単位：百万円)

保 有 目 的	元年度			2年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価より計上したものであります。

① その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

〈金銭の信託〉

(単位：百万円)

金 銭 の 信 託	元年度			2年度		
	帳簿価額	時 価	評価損益	帳簿価額	時 価	評価損益
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—

保有有価証券の利回り

(単位：%)

	元年度	2年度
国 債	—	—
地 方 債	—	—
公 社 公 団 債	—	—
以 上 平 均	—	—

受託業務・為替業務

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	元年度末	2年度末
政 策 公 庫 農 林 水 産	153	147
住 宅 金 融 支 援 機 構	3,382	3,185
政 策 公 庫 教 育 資 金	63	55
福 祉 医 療 機 構	—	—
合 計	3,599	3,389

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

			元年度		2年度	
			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
種 類	送 金 ・ 振 込	(件 数)	(29,098)	(49,481)	(27,360)	(55,083)
		金 額	106,163	87,732	91,171	86,620
	代 金 取 立	(件 数)	(—)	(17)	(3)	(12)
		金 額	0	27	2	23
	合 計	(件 数)	(29,098)	(49,498)	(27,363)	(55,095)
		金 額	106,163	87,760	91,173	86,643

平残・利回り等

粗 利 益

(単位：百万円、%)

区 分		元年度	2年度
資 金 運 用 収 益	資 金 運 用 収 益	1,094	1,073
	資 金 調 達 費 用	39	24
資 金 運 用 収 支		1,055	1,048
役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 収 益	47	47
	役 務 取 引 等 費 用	21	25
役 務 取 引 等 収 支		25	21
そ の 他 事 業 収 益	そ の 他 事 業 収 益	112	77
	受 取 出 資 配 当 金	112	77
	受 取 助 成 金	—	—
	国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
	そ の 他 事 業 費 用	93	85
そ の 他 事 業 収 支		18	△ 7
事 業 粗 利 益		1,099	1,061
事 業 粗 利 益 率		0.64	0.79
事 業 純 益		149	174
実 質 事 業 純 益		149	163
コ ア 事 業 純 益		149	163
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益除く)		149	163

(注) 事業粗利益率=事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

区 分	元年度			2年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	146,832	1,131	0.77	133,540	937	0.70
貸 出 金	19,176	408	2.12	17,617	333	1.89
預 け 金	127,656	723	0.56	115,923	604	0.52
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
資 金 調 達 勘 定	147,578	47	0.03	134,278	24	0.01
貯 金 ・ 定 積	146,001	47	0.03	133,049	24	0.01
借 用 金	1,577	0	0.00	1,229	0	0.00
貯 金 原 価 率			0.66			0.70
総 資 金 利 ざ や			0.12			0.08

(注) 1. 総資金利ざや＝総資金運用利回り－総資金原価率
2. 有価証券平均残高は、受渡ベースで表示しております。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	元年度 増減額	2年度 増減額
受 取 利 息	△ 53	△ 193
うち貸出金	△ 37	△ 74
預 け 金	△ 15	△ 119
有価証券	—	—
支 払 利 息	△ 15	△ 22
うち貯 金	△ 15	△ 22
借 用 金	—	—
差 引	△ 37	△ 170

(注) 増減額は前年度対比です。

経費の内訳

(単位：百万円)

	元年度	2年度
人 件 費	520	513
役 員 報 酬	34	35
給 料 手 当	380	371
賞与引当金繰入額	10	12
福 利 厚 生 費	78	73
退職給付費用	13	15
役員退職慰労引当金繰入	2	0
旅 費 交 通 費	12	8
業 務 費	141	134
施 設 費	140	122
負 担 金	28	29
貯 金 保 険 料	13	11
雑 費	1	1
税 金	5	6
合 計	865	829

諸 指 標

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、□)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
経 常 収 益	1,552	1,391	1,335	1,270	1,073
経 常 利 益	307	239	207	226	106
当 期 剰 余 金	212	152	156	97	73
出 資 金	3,028	3,029	3,083	3,101	3,101
出 資 □ 数	302,876	302,906	308,367	310,125	310,155
純 資 産 額	4,889	4,986	5,145	5,207	5,231
総 資 産 額	180,588	168,803	156,097	135,746	127,704
貯 金 等 残 高	173,738	161,753	148,787	128,540	120,854
貸 出 金 残 高	24,934	22,260	19,781	19,621	16,946
有 価 証 券 残 高	—	—	—	—	—
剰 余 金 配 当 金 額	44	44	44	44	39
・ 出資配当の額 (配当率)	29 (0.9%および2.0%)	29 (0.9%および2.0%)	29 (0.9%および2.0%)	29 (0.9%および2.0%)	24 (0.9%および1.0%)
・ 事業利用分量配当の額	15	15	15	15	15
職 員 数	113人	103人	102人	97人	97人
単 体 自 己 資 本 比 率	10.81%	11.66%	11.14%	12.39%	12.77%

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

経営諸指標

	元年度末	2年度末
(貯貸率等)		
貯 貸 率 (残 高、 平 残)	15.2%、13.1%	14.0%、13.2%
貯 預 率 (残 高、 平 残)	85.5%、87.4%	86.6%、87.1%
貯 証 率 (残 高、 平 残)	—、—	—、—
一従業員当たり貯金残高	1,325百万円	1,245百万円
一店舗当たり貯金残高	18,362百万円	17,264百万円
一従業員当たり貸出金残高	202百万円	174百万円
一店舗当たり貸出金残高	2,803百万円	2,420百万円
(利益率)		
総 資 産 経 常 利 益 率	0.14%	0.07%
純 資 産 経 常 利 益 率	4.62%	2.15%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.06%	0.05%
純 資 産 当 期 純 利 益 率	1.99%	1.47%

(注1) 総資産経常(当期)利益率＝経常(当期)利益÷総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注2) 純資産経常(当期)利益率＝経常(当期)利益÷純資産勘定平均残高×100

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	元年度	2年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（または税引前当期損失）	229	109
減価償却費	38	25
貸倒引当金の増減額（△は減少）	19	1
外部出資引当金の増加額	0	0
退職給付引当金の増加額	7	15
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	3	△ 26
資金運用収益	△ 1,094	△ 937
資金調達費用	39	24
固定資産処分損益	3	0
貸出金の純増減（△は純増）	160	2,674
預け金の純増減（△は純増）	6,000	7,500
貯金の純増減（△は純減）	△ 20,246	△ 7,685
借入金純増減	△ 100	△ 400
教育情報資金	△ 8	△ 5
事業分量配当金の支払額	△ 15	△ 15
その他	△ 62	74
資金運用による収入	1,131	1,034
資金調達による支出	△ 48	△ 29
小計	△ 13,941	2,359
法人税等の支払額	△ 73	△ 69
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,014	2,289
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	57	△ 26
外部出資による支出	—	△ 10
投資活動によるキャッシュ・フロー	57	△ 34
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	—
出資金の払戻しによる支出	—	—
出資の増額による収入	17	0
出資配当金の支払額	△ 29	△ 29
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11	△ 29
IV 現金および現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金および現金同等物の増加額	△ 14,122	△ 2,228
VI 現金および現金同等物の期首残高	28,986	14,864
VII 現金および現金同等物の当期末残高	14,864	17,092

※現金および現金同等物には、当座性貯金を含んでおります。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

本会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。

令和3年3月末における自己資本比率は、自己資本の増強に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、12.77%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

本会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、非累積的永久優先出資により調達しております。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	岩手県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	21億円（前年度21億円）

非累積的永久優先出資

項 目	内 容
発行主体	岩手県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6億円（前年度6億円）

本会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本の調達と内部留保による自己資本増強を行っております。内部留保は利益剰余金等により積み立てる方針です。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

これに基づき、本会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めております。

○信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

本会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

信用格付業者
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R & I、Moody's、 JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R & I、Moody's、 JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R & I、Moody's、 JCR、S&P、Fitch	

○信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法および手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

本会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要項」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

○派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

本会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取り扱い実績はございません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

本会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取り扱い実績はございません。

○出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

「出資等または株式等」とは貸借対照表上の外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、本会においては、株式は「その他有価証券」、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しております。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っております。

これらの評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しております。系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しております。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしております。

○金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

本会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

本会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

本会は、運用会議のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・ 金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

本会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提

本会は円通貨しか取り扱っておりせん。

- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

$\Delta E V E$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ と大きく異なる点

特段ありません。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	元年度		2年度
		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	4,953		4,977
うち、出資金および資本準備金の額	3,101		3,101
うち、再評価積立金の額	－		－
うち、利益剰余金の額	1,897		1,920
うち、外部流出予定額（△）	△ 44		△ 44
うち、上記以外に該当するものの額	－		－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63		51
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63		51
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－
うち、回転出資金の額	－		－
うち、上記以外に該当するものの額	－		－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	31		23
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	5,048		5,052
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0		0
うち、のれんに係るものの額	－		－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－		－
適格引当金不足額	－		－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－		－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－		－
前払年金費用の額	－		－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－		－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－		－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－		－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－		－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－		－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－		－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－		－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－		－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－		－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－		－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－		－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0		0
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	5,048		5,052
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	38,555		37,532
資産（オン・バランス）項目	38,543		37,522
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 645		△ 645
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	△ 934		△ 934
うち、上記以外に該当するものの額	289		289
オフ・バランス項目	12		9
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	－		－
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,158		2,000
信用リスク・アセット調整額	－		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－
リスク・アセット等の額の合計額（二）	44,714		39,533
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（二））	12.39%		12.77%

自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	元年度末			2年度末		
	エクスポート ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	1,080	—	—	1,068	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,024	—	—	2,410	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構および我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	110,023	22,004	880	104,756	20,951	838
法人等向け	21	21	0	14	14	0
中小企業等・個人向け	2,660	1,995	80	2,360	1,770	71
抵当権付住宅ローン	320	112	4	280	98	4
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
3カ月以上延滞債権	125	166	7	85	118	5
取立未済手形	3	0	0	2	0	0
漁業信用基金協会等保証	10,143	1,014	41	9,026	902	36
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—
出資等	704	704	28	704	704	28
（うち出資等のエクスポートジャー）	704	704	28	704	704	28
（うち重要な出資のエクスポートジャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	6,260	12,281	491	6,636	13,071	523
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等およびその他外部LAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポートジャー）	4,901	11,319	453	4,912	11,346	454
（うち特定事項のうち調達項目に算入されない部分に係るエクスポートジャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャー）	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポートジャー）	1,358	1,358	54	1,724	1,724	69
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	289	289	—	289	289	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポートジャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	135,659	38,988	1,531	127,635	37,920	1,505

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

元年度			2年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 b=a×15%÷8%	所要自己資本額 c=b×4%	粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 b=a×15%÷8%	所要自己資本額 c=b×4%
1,151	2,158	86	1,066	2,000	80

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、本会では基礎的手法を採用しております。

所要自己資本額

(単位：百万円)

元年度		2年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
40,714	1,628	39,533	1,581

信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高および主な種類別の内訳 (単位：百万円)

		元年度末			2年度末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農 林 水 産 業	11,365	11,184	—	10,338	10,157	—
	製 造 業	856	856	—	830	830	—
	建 設 業	68	68	—	79	79	—
	運輸・通信業	26	25	—	25	24	—
	卸売・小売業	160	159	—	146	146	—
	金融・保険業	114,935	623	—	109,685	623	—
	不 動 産 業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	408	320	—	455	366	—
	地方公共団体	3,922	3,922	—	2,396	2,396	—
	そ の 他	477	39	—	475	37	—
個 人		2,437	2,437		2,297	2,297	
固定資産等		1,594			1,515		
合 計		136,254	19,637	—	128,246	16,959	—

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。
3. 本会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。
4. 未収利息は固定資産等に含めて記載しております。

信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高および主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	元年度末			2年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	104,208	5,339	—	93,009	3,322	—
1年超3年以下	598	598	—	721	721	—
3年超5年以下	1,142	1,142	—	3,332	3,332	—
5年超7年以下	5,373	5,373	—	2,552	2,552	—
7年超	6,112	6,112	—	5,959	5,959	—
期限の定めなし	18,818	1,071	—	22,671	1,072	—
合 計	136,254	19,637	—	128,246	16,959	—

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。

3カ月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳 (単位：百万円)

		元年度末	2年度末
法人	農 林 水 産 業	648	654
	製 造 業	—	5
	建 設 業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	59	—
	地方公共団体	—	—
	そ の 他	—	—
	個 人	111	100
	合 計	820	759

(注) 全て国内取引です。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単位：百万円)

		元年度				2年度				
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額	
				目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金		63	63	—	63	63	63	51	—	63
個別貸倒引当金		707	726	2	704	726	726	739	—	726
法人	農林水産業	649	668	—	649	668	668	688	—	668
	製 造 業	2	8	—	2	8	8	8	—	8
	建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	54	49	2	51	49	49	42	—	49

(注) 全て国内取引です。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		元年度	2年度
法人	農 林 水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	建 設 業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不 動 産 業	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—
	地方公共団体	—	—
	そ の 他	—	—
	個 人	—	—
合 計		—	—

信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

(単位：百万円)

		元年度末	2年度末
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	5,105	3,479
	10%	10,775	9,581
	20%	110,027	104,758
	35%	61	54
	50%	0	—
	75%	2,242	1,972
	100%	2,673	3,023
	150%	72	58
	200%	2,257	—
	250%	2,021	4,289
	1250%	—	—
	その他	—	—
自己資本控除額		—	—
合 計		135,238	127,217

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

区 分	元年度末		2年度末	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構および我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者	—	—	—	—
法 人 等 向 け	—	—	—	—
中 小 企 業 等・ 個 人 向 け	—	317	—	283
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	258	—	225
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	—	—	—	—
3 力 月 以 上 延 滞 債 権	—	33	—	23
漁 業 信 用 基 金 協 会 等 保 証	—	—	—	—
そ の 他	—	22	—	21
合 計	—	631	—	554

(注)「適格金融資産担保」には、貸出金と当会貯金の相殺は含まれておりません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	元年度	2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価（単位：百万円）

	元年度末		2年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	3,101		3,101	
合 計	3,101	—	3,101	—

出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益（単位：百万円）

	元年度			2年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	—	—	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

	元年度末		2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	元年度末		2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

項 目	元年度	2年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	47	△ 20

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	105	123
2	下方パラレルシフト	0	0	1	0
3	スティープ化	88	111		
4	フラット化	0	47		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	88	111		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,052		5,048	

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第5号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・前年度末開示分の旧基準に基づく「内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減」は67百万円と計測されました。当数値については、旧アウトライヤー基準にかかるパーセンタイル値により計測したものであり、当期末のΔEVEとは定義および計測方法が異なるため、数値の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。
- ・「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出金準備から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

リスク管理情報等

リスク管理債権残高および同債権に対する保全額 (単位：百万円、%)

	元年度末	2年度末	増 減
リスク管理債権総額 (A)=①+②+③+④	1,873	1,811	△ 62
破綻先債権額 ①	543	542	0
延滞債権額 ②	1,270	1,268	△ 1
3カ月以上延滞債権額 ③	59	—	△ 59
貸出条件緩和債権額 ④	—	—	—
保 全 額 合 計 (D)=(B)+(C)	1,842	1,771	△ 71
担保・保証付債権額 (B)	1,115	1,031	△ 84
貸倒引当金残高 (C)	726	739	12
保 全 率 (D)／(A)	98.34	97.78	△ 0.56

- (注1) 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
- (注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものをいいます。
- (注3) 「3カ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。
- (注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。
- (注5) 「担保・保証付債権額（B）」は、「リスク管理債権総額（A）」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金および不動産等の確実な担保の処分可能見込額ならびに漁業信用基金協会および公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
- (注6) 「貸倒引当金残高（C）」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高および同債権に対する保全額 (単位：百万円、%)

	元年度末	2年度末	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	652	642	△ 10
危険債権	1,160	1,168	7
要管理債権	59	-	△ 59
不良債権額合計 (A)	1,873	1,811	△ 62
正常債権	17,777	15,160	△ 2,617
保全額合計 (D)=(B)+(C)	1,842	1,771	△ 71
担保・保証付債権額 (B)	1,115	1,031	△ 84
貸倒引当金残高 (C)	726	739	12
保全率 (D)／(A)	98.34	97.78	△ 0.56

(注1) 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 「要管理債権」とは、基本的には、「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額 (A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金および不動産等の確実な担保の処分可能見込額ならびに漁業信用基金協会および公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

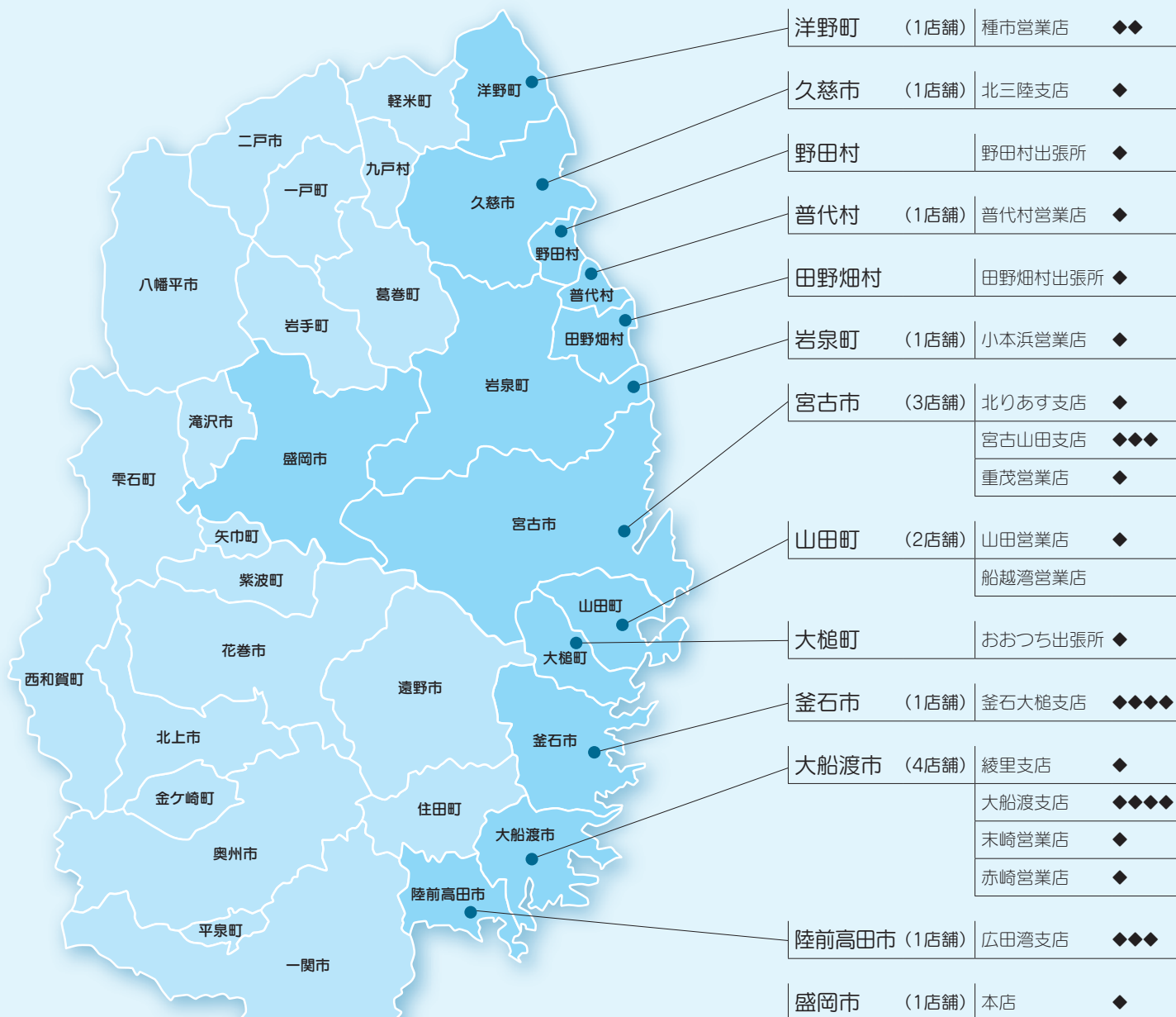
区 分	元年度					2年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一 般 貸倒引当金	63	63	—	63	63	63	51	—	63	51
個 別 貸倒引当金	707	726	2	704	726	726	739	—	726	739
合 計	770	789	2	768	789	789	791	—	789	791

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	元年度	2年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

店舗、自動機（ATM）設置一覧（令和3年3月31日現在）



- ・店舗は本店、支店、営業店です。
- ・◆このマークは、自動機（ATM）設置店舗です。

浜に暮らす人も町に暮らす人も
お気軽に「JFマリンバンクいわて」にお訪ねください
いっぱい笑顔でおこたえます。

～誠心誠意　そして　信頼～

浜の復興に取り組む



マリンバンクいわて

岩手県信用漁業協同組合連合会

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸16番1号

E-mail:soumubu@iwatesg.org

TEL (019) 総務班	623-8315	企画推進班	623-8316	審査班	623-8320
融資班	623-8318	資金為替班	623-8317	監査室	623-8320
FAX (019)	625-7323				

岩手県信漁連ホームページ <http://www.iwatesg.org/>